第６期美幌町総合計画の策定について

びほろのみらいをつくる。

美幌町総務部まちづくりグループ
総合計画主幹　那　須　清　二

H26.10.1

総合計画とは　（３）

美幌町では、まちの憲法にあたる
「美幌町自治基本条例」で
総合計画策定を義務づけました。

平成２３年４月施行　美幌町自治基本条例
（総合計画）
第３６条　行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。
２　…
３　…
４　…
５　…

今後、議決事項の規定についても設ける予定。

まとめ

総合計画　＝　町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うための計画。
美幌町のまちづくりの最上位計画であり、分野ごとの個別計画の目標や施策については本計画と整合性が図られている。

総合計画とは　（１）

町では「〇〇事務」「△△事業」と“事務事業”単位でまちづくりを進めていますが、その事務事業のすべての“もと”となるのが**「総合計画（基本構想・基本計画）」**です。
産業、教育、福祉、生活基盤整備など、まちづくり分野すべてに関わります。

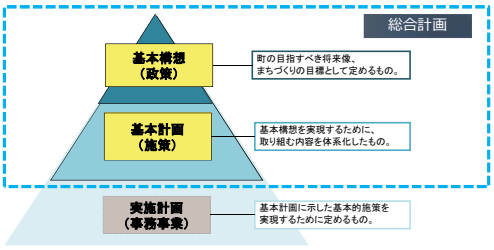

第6期美幌町総合計画策定のポイント（1）

実践的な計画にするための３つの挑戦

〇町民主体で策定される！

〇ローカルマニフェストが反映される！

〇行政評価・予算とリンクする！

総合計画とは　（２）

- 従来：地方自治法第2条第4項
- 「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

自治法で基本構想の策定義務規定があった。

平成23年、自治法の改正（地域主権改革）により策定義務が撤廃された。

各自治体で今後の総合計画のあり方を検討。美幌町では・・・

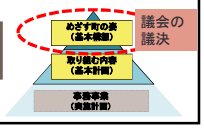

第6期美幌町総合計画策定のポイント（2）

〇町民主体で策定される！

第6期美幌町総合計画策定組織系統図

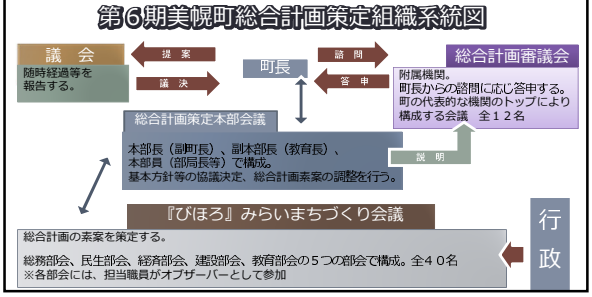

第6期美幌町総合計画策定のポイント （3）

○町民主体で作成される！

- ★ ２，０００人を対象とした町民アンケートの実施
  →８１３人回答　回答率４０．６５％
- ★ 町内中学校２年生、高校２年生を対象としたアンケートの実施
  →３０７人回答　回答率９５．０５％
- ★ 子育てサークル、美幌小学校５年生、陸上自衛隊美幌駐屯地、老人憩いの家への出前ヒアリング

第6期美幌町総合計画策定のポイント （4）

○町民主体で作成される！

さらに…

- ★ 近年実施した、町民満足度調査や福祉、スポーツなど分野別アンケートの結果

「美幌町まちづくり白書」に集約！
素案策定に反映させていきます。

第6期美幌町総合計画策定のポイント （5）

○ローカルマニフェストが反映される！

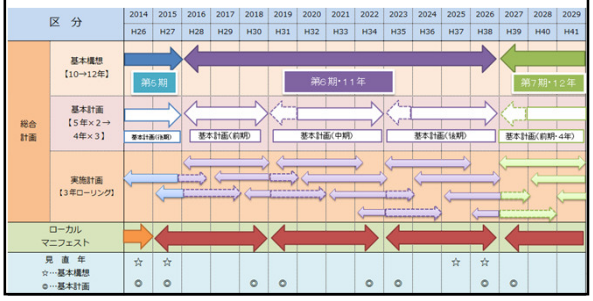

第6期美幌町総合計画策定のポイント （6）

○行政評価・予算とリンクする！

総合計画と行政評価・予算・他計画との関係

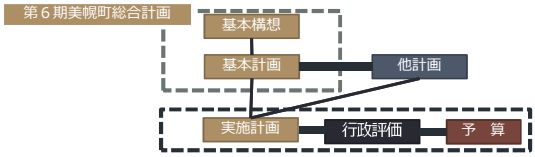

第6期美幌町総合計画策定のポイント （7）

【まとめ】

○町民主体で策定される！
→ **町民ニーズが反映される計画に。**

○ローカルマニフェストが反映される！
→ **美幌町の最上位計画という位置付けが明確に。**

○行政評価・予算とリンクする！
→ **より実行性の高い計画に。**

今後のスケジュール

H26.9.24	びほろみらいまちづくり会議（第１回）	委員の委嘱、会長の選任、部会の設置等
H26.10.8	タウンウォッチング	町内施設の見学会
H26.10.22 ～ H26年内	第２回会議	基本構想に係る議論
H27年1月頃 ～ H27.8月末	総合計画シンポジウム	講師とのディスカッション等
	第○回会議	基本計画に係る議論、まとめ
H27.9月	総合計画審議会	
H27.10月	パブリックコメント	
H27.12月	議会へ上程	H28.4から開始